

1 第6期計画（第2期計画）と第7期計画（第3期計画）との比較

第6期（令和3～5年度） 加古川市障害福祉計画 第2期（令和3～5年度） 加古川市障害児福祉計画	第7期（令和6～11年度） 加古川市障害福祉計画 第3期（令和6～11年度） 加古川市障害児福祉計画
第1章 計画の基本的な考え方 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の趣旨 4 計画の理念 5 計画の対象 6 計画期間 7 計画の策定体制	第1章 計画の基本的な考え方 <u>※基本計画とあわせて整理</u> 第2章 <u>障がい者基本計画</u>
第2章 成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 3 福祉施設から一般就労への移行等 4 障がい児支援の提供体制の整備等 5 相談支援体制の充実・強化等 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	第3章 <u>障害福祉計画・障害児福祉計画</u> 1 <u>基本方針</u> 2 <u>成果目標</u> (1) <u>福祉施設の入所者の地域生活への移行</u> (2) <u>地域生活支援の充実</u> (3) <u>福祉施設から一般就労への移行等</u> (4) <u>障がい児支援の提供体制の整備等</u> (5) <u>相談支援体制の充実・強化等</u> (6) <u>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</u>
第3章 活動指標（サービス等の見込量）とその確保のための方策 1 訪問系 2 日中活動系 3 居宅支援・施設系 4 相談支援 5 障害児通所支援等 6 その他の活動指標	3 <u>活動指標（サービス等の見込量）とその確保のための方策</u> (1) <u>訪問系</u> (2) <u>日中活動系</u> (3) <u>居宅支援・施設系</u> (4) <u>相談支援</u> (5) <u>障害児通所支援等</u> (6) <u>その他の活動指標</u>
第4章 地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策 1 理解促進研修・啓発事業 2 自発的活動支援事業 3 相談支援事業 4 成年後見制度利用支援事業	4 <u>地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策</u> (1) <u>理解促進研修・啓発事業</u> (2) <u>自発的活動支援事業</u> (3) <u>相談支援事業</u> (4) <u>成年後見制度利用支援事業</u>

5 成年後見制度法人後見支援事業	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
6 意思疎通支援事業	(6) 意思疎通支援事業
7 日常生活用具給付事業	(7) 日常生活用具給付事業
8 手話奉仕員養成研修事業	(8) 手話奉仕員養成研修事業
9 移動支援事業	(9) 移動支援事業
10 地域活動支援センター機能強化事業	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
11 その他の事業	(11) その他の事業
第5章 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項	※基本計画内で整理するため、削除
1 障がい者等に対する虐待の防止	
2 障害を理由とする差別の解消の推進	
3 就労支援と雇用促進	
4 事業所における利用者の安全確保に向けた取組	
第6章 計画の推進	※基本計画とあわせて整理
1 推進体制	
2 進捗管理及び評価	
参考資料	※基本計画とあわせて整理
1 基礎データ	
2 加古川市障害者施策推進協議会委員名簿	
3 計画策定の過程	
4 用語解説	

2 主な変更箇所

計画の枠組みは第6期計画を基本としていますが、厚生労働省が作成する「基本指針」と、兵庫県が策定する「ひょうご障害者福祉計画・第7期兵庫県障害福祉推進計画」の方針を踏まえたうえで、下線部を変更しています。

変更の主な内容については、次期計画は、加古川市障がい者基本計画と同時策定となるため、基本計画とあわせて整理するもの、基本計画内で整理するものについては、削除しました。さらに、計画の基本理念は、計画全体として整理し、福祉計画については、計画の推進に係る基本方針を定めることとしました。

また、「第3章 2 成果目標」の項番2について、厚生労働省による「基本指針」の表現に合わせました。